



～栗田から心・かかわり・絆をつなぐ“ライン”を目指して～

秋田県立栗田支援学校

地域支援通信

令和5年度 第6号

令和6年3月15日発行



子どもの気持ち

栗田支援学校 教育専門監

菅原 文彦

何年か前に、右膝の前十字靭帯の手術（再建術）をしたことがありました。膝をギブスで固定し、松葉杖生活を送ることに。生活が一変し、歩くことや走ること、風呂に入ることや買い物、排せつ、床に着くことさえ、当たり前でできていたことが当たり前でなくなりました。数々の困難さに加えて、膝は本当に回復しているのか、やっていけるのか、不安や孤独感が居座っていました。そんな中、いつも元気に明るく声を掛けてくれた特別支援学校の子どもたちや同僚の先生たち、地道なりハビりに寄り添い励ましてくれた医師や理学療法士さん、出先で思いがけない支援の申し出など、周りの人からいただいた思いやりは、行き詰まりがちな心を明るく照らしてくれました。また、建物の入り口そばにある身障者駐車スペースや段差の無い造りなど、ユニバーサルデザインの恩恵や必要性も実感することができました。

それまで旧特殊教育・特別支援教育に携わって数十年になり、障害を抱える子どもたちの気持ちも分かったつもりでいました。しかし、一日一日、ずっと様々な困難や不安に向き合っている子どもたち・障害者の本当の気持ちや苦しみを理解することは、日頃大して不自由もなく過ごしている私たちにとって、そうたやすくはないといえます。もしかして私たちは、子どもや障害者がおかれている環境・状況の中で一所懸命に生きていること、様々な気持ちを抱えていることなど、どこかにおいて、「〇〇しなければいけない」「〇〇すべき」など多数派のこれまでのやり方やルールを押し付けていることがあるかもしれません。

『星の王子さま』（サン・テグジュペリ著）の中で、キツネは王子さまに言います。「おれの目から見ると、あんたはまだ、いまは、ほかの十万もの男の子と、べつに変わらない男の子なのさ。だから、おれは、あんたがいなくたっていいんだ。あんたもやっぱりおれがいなくてもいいんだ。あんたの目から見ると、十万ものキツネとおんなじなんだ。あんたがおれとなかよくなると、おれたちはもう離れちゃいられなくなるよ。あんたはおれにとって、この世でたったひとりの人になるし、おれはあんたにとって、かけがえのないものになるんだよ。」「ここで見なくちゃ、ものごとは見えないのさ。かんじんなことは、目に見えないんだよ。人間っていうものは、この大切なことを忘れてるんだよ」

長く訪問させていただいている園や、学校で、不安が強くこだわりを悪化させていたり、自分を認めてほしい必死さから周りトラブルになったり、自信がもてず集団を避けがちになったりしていた子どもたちが、時を経て、穏やかで生き生きと活動する姿を見せてくれることがあります。きっと、不安が強く、時にネガティブな気持ちも含めて、担任や周りの先生方、友達や家族から、しっかりと受け止めてもらえているのでしょう。必要な支援がみんなて話し合わせ、工夫されているのでしょう。子どもが困難を乗り越えて変わっていくその姿は、子どもにとっても、関わっている支援者にとっても、『かけがえのない経験』としてずっと心に残っていくと思います。

この後も、子どもたちは様々な困難に直面すると思います。周りの支援者が子どもの気持ち（こころ）を大切に受け止めること、受け止めようと努力を続けることは、子どもが自信を取り戻し困難を乗り越えていくために、欠かせない支えになると思っています。

保育における合理的配慮について

昨年度末の本紙の掲載内容に関するアンケートで、「保育における5領域で『合理的配慮』の例を示してほしい」という回答がありました。合理的配慮は、「合理的（＝必要かつ適切な）配慮」であり、障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者や学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことで、その状況に応じて学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものです。

幼児（児童生徒）や保護者から、合理的配慮の申請（意思の表明）があったときには、管理職や特別支援教育コーディネーターを交えて、園内委員会や個別ケース会議において対応を検討し、幼児や保護者との相談を進め、合意形成を図るように努めます。合理的配慮の決定後も、子ども一人一人の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に見直しができることを共通理解することが重要です。

合理的配慮の土台となるのが「基礎的環境整備（国や県、市町村で行う教育環境の整備）」です。その上での「個に応じた配慮」が、合理的配慮になります。保育における5領域で例を挙げる前に押さえておきたいのが、「環境を整え、誰でも適応でき、子どもが成長していけるように合理的配慮を提供する」ということです。合理的配慮の具体を考えるときには「学校における合理的配慮の観点（3 観点 11 項目）」に基づいて検討します。（まもなく、「秋田県特別支援教育校内支援体制ガイドライン 四訂版」が発行されますので、御参照ください）

①教育内容・方法

- ①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
- ①-1-2 学習内容の変更・調整
- ①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
- ①-2-2 学習機会や体験の確保
- ①-2-3 心理面・健康面の配慮

②支援体制

- ②-1 専門性のある指導体制の整備
- ②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
- ②-3 災害時等の支援体制の整備

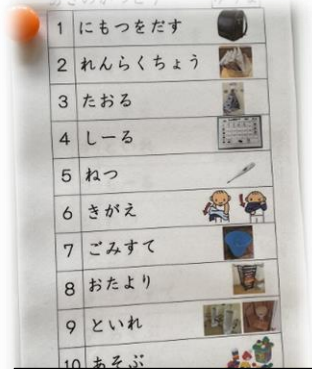
③施設・設備

- ③-1 校内環境のバリアフリー化
- ③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
- ③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

<具体的な配慮例～主に①を中心に～かっこ内は対応する観点と項目>

- ・別室で支援員と一緒に活動して安心感をもたせる（①-1-1）
- ・絵カードなどを使用し指示を視覚化する（①-2-1）
- ・係活動を通して他の園児と関わる機会を設ける（①-2-2）
- ・気分の切替えが必要なために、気持ちを落ち着かせることのできる場所を設置する。心情や行動を共通理解し、混乱が生じないように、強い制止や禁止をできるだけ避けるように配慮する（①-2-3）

<参考：秋田県特別支援教育校内支援体制ガイドライン 三訂版／幼稚園教育要領解説、保育所保育指針解説、幼保連携型認定こども園教育・保育要領「各領域に示す事項」／「特別な支援を必要とする子どもの幼児教育の現状と小学校への接続」：国立特別支援教育総合研究所・幼児教育と小学校教育との架け橋特別委員会／国立特別支援教育総合研究所「インクルDB」>



朝の活動の手順シート
(本校で使っています)



1日のスケジュール表

今年度の栗田支援学校のセンター的機能による支援の実施状況

◇教育活動支援等 訪問回数 25 回(17校・園からの依頼がありました)

(個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用についての相談や、通常の学級に在籍する児童生徒についての教育相談が中心でした)

・障害理解学習(小学校5校、高校1校)

(居住地校交流の事前学習だけでなく、総合的な学習の時間、道徳の学習等でも御活用ください)

◇教育相談支援 相談回数 109 回(本人、保護者からの就学や進路に関する相談等)

(学校見学、体験学習には33校・園のお子さんが来校しました)

・幼児支援(くりたキッズルーム)…今年度は15名の利用がありました。



今年度も、関係機関の皆様には大変お世話になりました。来年度もぜひお気軽に御相談ください。年度内に依頼をいただくことも可能です。「切れ目のないつながり」が重要になりますので、今後ともよろしく願いいたします。

K-ラインアンケートから

K-ラインの掲載内容に関するアンケートに御協力いただきましてありがとうございました。多くの御意見や御感想をいただき、次年度の通信発行について大事な手掛かりになりました。寄せられた御意見を一部紹介いたします。

◇支援の仕方(教材・教具、教室環境、言葉掛けなど)について

- ・栗田支援学校の授業で実際に使っている教材を、写真付きで紹介してほしい。
- ・言葉掛けや環境づくりに日々苦慮している。子どもの特性に応じた有効な支援について具体例が知りたい。

◇授業づくりについて

- ・担当している子どもの実態と近い授業づくりの例を知りたい。
- ・自立活動を小集団で行う場合のもち方はどうすればよいか、具体的に知りたい。
- ・栗田支援学校の生活単元学習や自立活動で行っている授業の内容を知りたい。

◇個別の教育支援計画、個別の指導計画について

- ・個別の教育支援計画や個別の指導計画については具体的な例が知りたい。評価についても取り上げてほしい。
- ・自立活動の年間計画の作成のポイントを知りたい。

皆様からの御意見を基に、さらにお役に立てる情報紙を作っていきます。御協力ありがとうございます。

来年度へ向けて～就学相談・体験学習はお早めに～

本校小学部への就学、中学部・高等部への進学をお考えの場合は、早めの教育相談をお勧めします。

早い時期に進学先の学校を実際に見て体験することは、初めてのことに不安を感じる児童・生徒にとっては大変有効です。本校では6月頃から教育相談が始まります。各学部の体験学習も承ります。

新年度の活動計画を立てるときに、教育相談、体験学習の予定(時期等)についても、保護者と相談しながら検討を進めてくださるよう、お願いいたします。相談についてのお問い合わせも、早めにお電話ください。

相談・見学、障害理解学習等の御希望がありましたら、御連絡ください!

秋田県立栗田支援学校

教頭：相場 力 教育専門監：菅原 文彦 地域支援部：照井 真紀子

〒010-1621 秋田県秋田市新屋栗田町 10-10

TEL：018-828-1162 FAX：018-828-4720

ホームページ <http://www.kurita-s.akita-pref.ed.jp/>

メールアドレス kurita-s@akita-pref.ed.jp

